

【瀬戸内市教育委員会】
端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	2610	2536	2495	2454	2409
② 予備機を含む 整備上限台数	3001	2910	0	0	0
③ 整備台数 (予備機除く)	0	2536	0	0	0
④ ③のうち 基金事業による もの	0	2536	0	0	0
⑤ 累積更新率	0	100	100	100	100
⑥ 予備機整備台数	0	374	0	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業による もの	0	374	0	0	0
⑧ 予備機整備率	0	14%	0	0	0

(端末の整備・更新計画の考え方)

本市では、GIGA 第1期において、令和2年度中に全小中学校に端末を整備し、令和3年4月1日から運用開始しています。端末の修理台数が加速度的に増加しており、端末の修理に係る対応時間と費用が多くかかっています。また、OSのサポートも令和7年10月には期限を迎えます。このことから、令和7年度中に端末を更新整備し、令和8年4月1日から運用開始する予定です。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数:2670 台

○処分方法

- ・ 使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用 :4台
- ・ 小型家電リサイクル法の認定事業者にも再使用・再資源化を委託 :2666台

○端末のデータの消去方法

- ・ 再利用端末・・・事業者へ委託する
- ・ 処分端末・・・処分事業者へ委託する

○スケジュール(予定)

- 令和8年4月 処分事業者 選定
- 令和8年4月 新規購入端末の使用開始
- 令和8年5月 使用済端末の事業者への引き渡し